

## 三次市教育委員会議案第 39 号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 30 年 3 月 27 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

### 三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

三次市教育委員会組織規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表，文化と学びの課の部教育総務係の項中「（2）条例，規則，訓令の制定又は改廃に関する事。」を「（2）規則の制定又は改廃に関する事。」に，「（6）公印の看守に関する事。」を「（6）公印の管理に関する事。」に，同部文化学習係の項中「（2）社会教育委員会に関する事。」を「（2）社会教育委員の会議に関する事。」に改める。

### 附 則

この規則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。